


健軍 1 5 4 号建物清掃役務

表紙	健軍 1 5 4 号建物清掃役務				図面番号	1 / 1 2
図名	表紙				作成年月日	6 . 1 . 1 7
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画主任	管財主任	作成者	
						
所 属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科					

仕 様 書

件 名	健軍 1 5 4 号建物清掃役務	作成年月日	令和 6 年 1 月 1 7 日
		所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 高橋 侑聖

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、健軍 1 5 4 号建物清掃役務について適用し、1 5 4 号建物(以下「建物」という)の共用場所を日常清掃により清潔に保つことを目的として行う。

(2) 施工場所

熊本市東区東町 1 - 1 - 1 陸上自衛隊健軍駐屯地

(3) 本仕様書の運用

当仕様書は、建物清掃作業の概要を示すものである。なお、本仕様書に記述されていない軽微な作業で、本役務の目的に照らし必要とされる作業が生じた場合は、契約金額の範囲内でその都度、官側と受託者との間で協議して実施の可否を決定するものとする。

2 一般事項

(1) 清掃業務の遂行

ア 清掃業務については、監督官との連絡を密にし、その業務を確実に実施するものとする。

イ 本仕様書に作業内容、順序が明示されている作業であっても、訓練、行事、来客等官側の都合により事前に清掃時間、順序等について変更する旨連絡された場合は、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 作業期間及び作業時間

日常清掃業務

令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の毎日

(但し、土、日曜日、祝祭日及び官側の指定する日を除く。)

日常清掃実施日数 2 3 3 日

作業時間は原則として午前 5 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までの間に行うものとする。

(3) 人員構成

ア 受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 4 5 年法律第 2 0 号)に定める清掃作業監督者を置く事業者であること。また、従事者は研修を受けた者とする。

イ 受託者は、清掃業務に従事する従事者の配置に当たっては、事故防止、機密保持等示される規則事項を遵守させる。

ウ 受託者は、清掃主任者を選任し事前に通知し、作業員の監督、作業の指導及び官側との連絡に当たらせるものとする。なお、清掃主任者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に(昭和 4 5 年法律第 2 0 号)定める建築物環境衛生管理技術者の資格をもつ者とする。

エ 受託者は、駐屯地内で清掃に従事させる作業員の身元及び風紀、衛生、規律の維持に関し一切の責任を負う。官側は、適当でないと認めた作業員にはその理由を明確にしたうえで交代を求め、場合がある。

オ 従事者は服装を清潔に保ち、言語動作に注意し、他の者に不快の念を与えぬよう務めるものとする。

カ 清掃作業実施に伴い発生する従事者の疾病、障害、その他の事故で、官側に帰すべき原因がないものについては、受託者の責任において措置するものとする。

キ 女性トイレ及び女性手洗い場の清掃については、必ず女性清掃員が行なうこと。

(4) 施設の利用等

ア 従事者が使用するために搬入する作業道具入れは建物内での使用に相応しい大きさ、重量、形状のものとする。

イ 施設の利用に当たっては、常に整理整頓し善良な注意を払って使用するものとする。

ウ 清掃作業を実施するために要する電気、水道等の経費については、官側負担とする。

エ 受託者は、電気、水道等の使用については、極力節約し、効率的な使用に留意するとともに従事者にも徹底を図るものとする。

オ 本役務に従事する者は、本役務に関する場所以外への立ち入りは禁止する。

カ 駐屯地の中では、次の行動を禁止する。

(ア) 本役務に関する場所以外の写真撮影

(イ) 販売、宣伝、布教活動

(ウ) 盗聴器等の設置

(エ) 業務の妨害行為

(オ) その他指示する事項

(5) 使用材料

ア 清掃作業に使用する機械、器具、消耗品等はすべて受託者の負担とする。ただし、トイレットペーパー及び手洗い用石鹸水については官側が負担する。

イ 清掃作業に使用する材料は、すべて市販品若しくはそれと同等の品質良好な物を使用するものとする。

(6) 検査

清掃作業終了後、作業日誌を提出し、監督官の検査を受けるものとする。

(7) 損害賠償

清掃作業中、建物・工作物及び器物が破損した場合は、速やかに報告し監督官の指示に従い原因が従事者の責任に帰すべきものについては、在来と同等品にて原状回復または補償するものとする。

(8) 入門手続き

駐屯地内に入入門する者の手続きについては、官側の指示に従い実施するものとし、手続きに係る費用はすべて受託者の負担とし、一切官側に請求しないものとする。

3 清掃作業内容

清掃作業の内容は次のとおりとする。

区 分	清 掃 作 業 内 容
日 常 清 掃	(1) 床掃き
	(2) 床拭き
	(3) 真空掃除機による除塵
	(4) 屑籠、吸殻、茶殻の処理
	(5) 流し台の手入れ
	(6) 洗面器、便器、鏡の手入れ
	(7) 汚物入れ処理
	(8) 靴マット清掃
	(9) 備品類の乾布拭き
	(10) 金属部分除塵
	(11) 扉等の清掃
	(12) トイレ内隔板の清掃
	(13) シャワー室内の清掃
	(14) ガラスドア等の清掃

※1 床掃き、床拭きは入念に実施すること。（各階ホール、階段（側面も含む）便所）

※2 屑かご、吸い殻、茶殻は監督官の指示する場所に集積すること。

4 箇所別の清掃内容

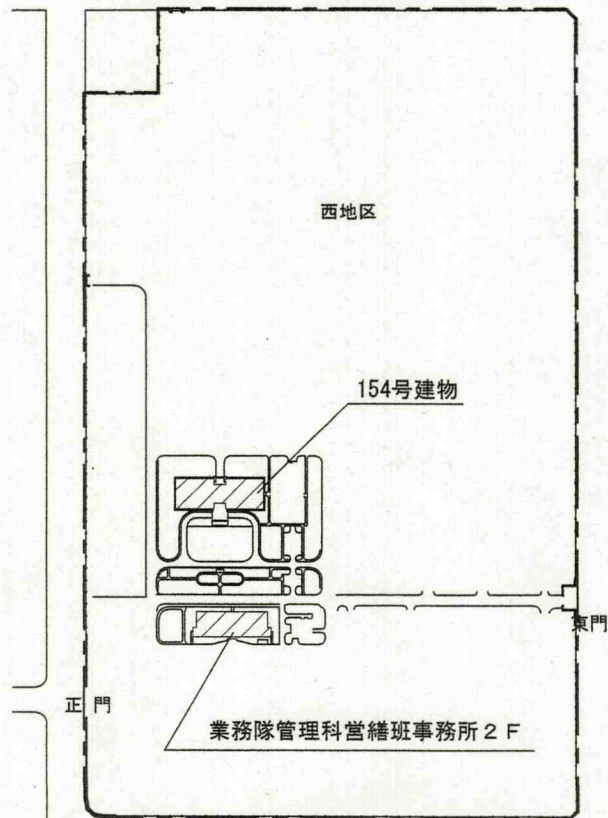
箇所別の清掃内容は、別表のとおりとし、各箇所の清掃内訳は別紙「清掃内訳表」及び図面によるものとする。

5 清掃作業実施上の留意事項

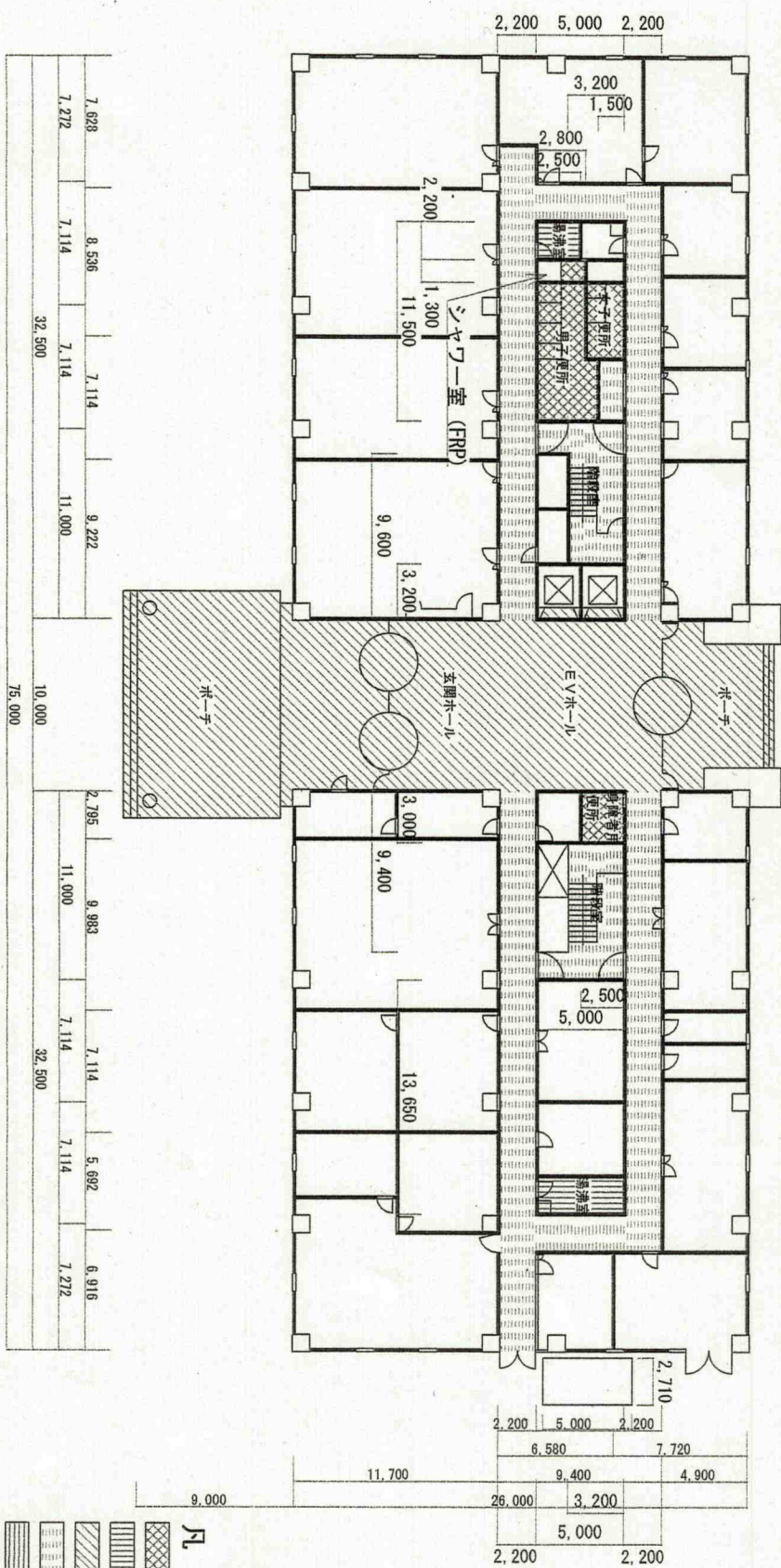
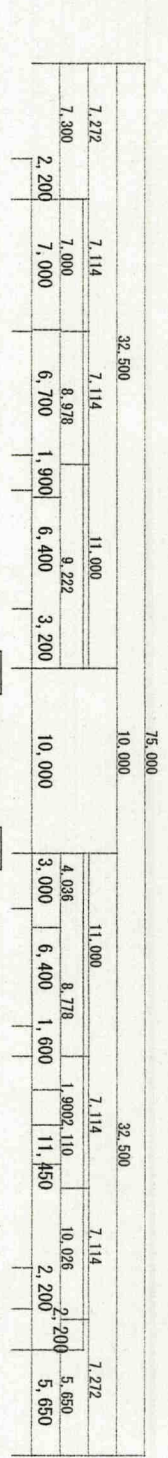
- (1) 清掃場所以外への立ち入りは厳禁とする。
- (2) 清掃箇所に当たる建物の設備、備品等の不良箇所を発見した場合は、速やかに監督官に届け出るものとする。
- (3) 清掃業務実施にあたっては、火災及び盗難事故の防止並びに風紀衛生に注意すること。



健軍駐屯地案内図 S=1 : X



健軍駐屯地配置図 S=1 : X

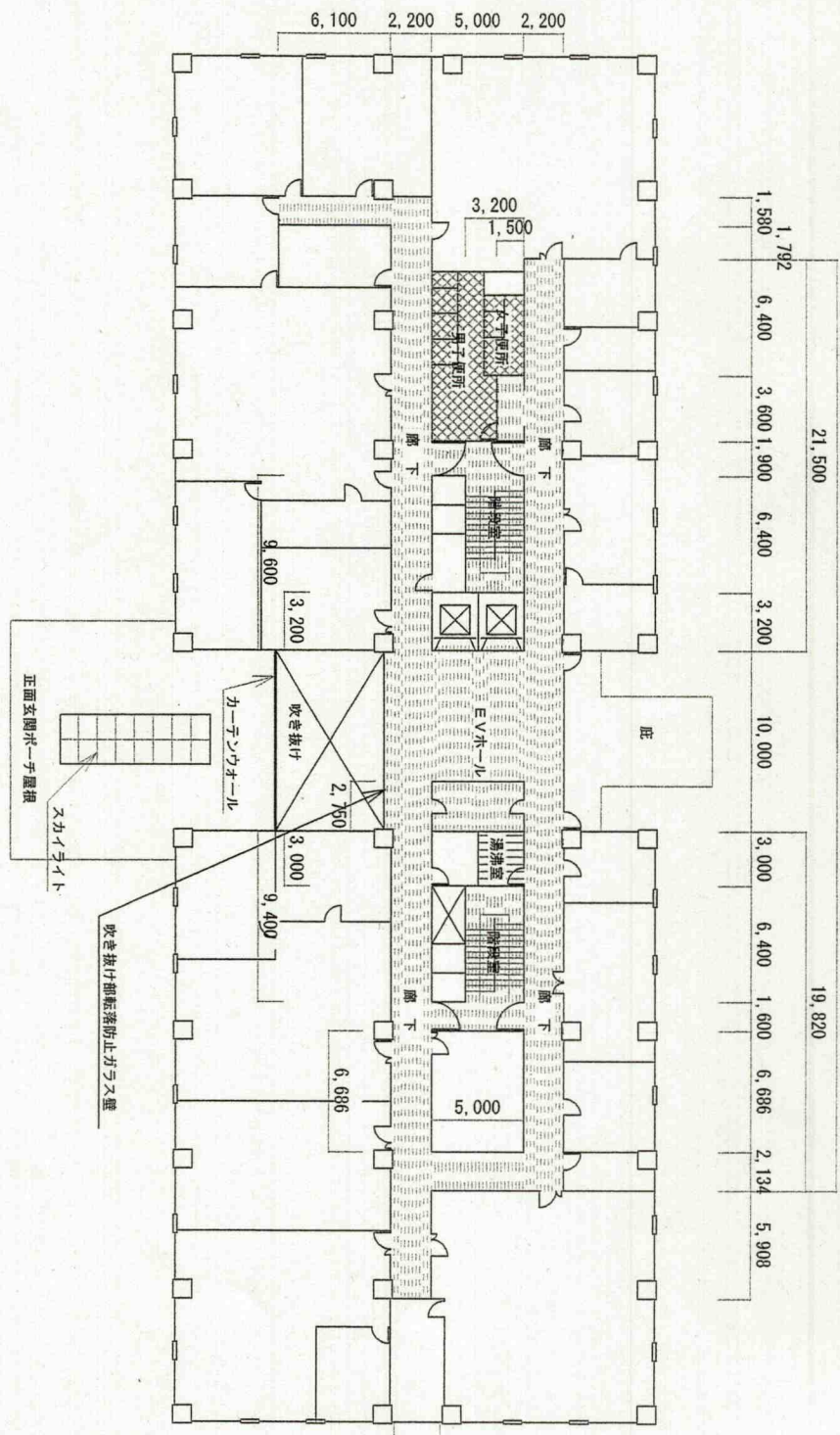


- 凡例 仕上げ材質
- 磁器タイル
 - ビニル床シート
 - 御影石
 - ビニル床タイル
 - タイルカーペット

1階平面図 S=1:400

件名	縮尺
健康 154号建物清掃役務	6/12
図面名称	図面番号
作成年月日	154号建物 1階平面図
所属	R6. 1. 17
	健康駐屯地業務隊管理科管理班

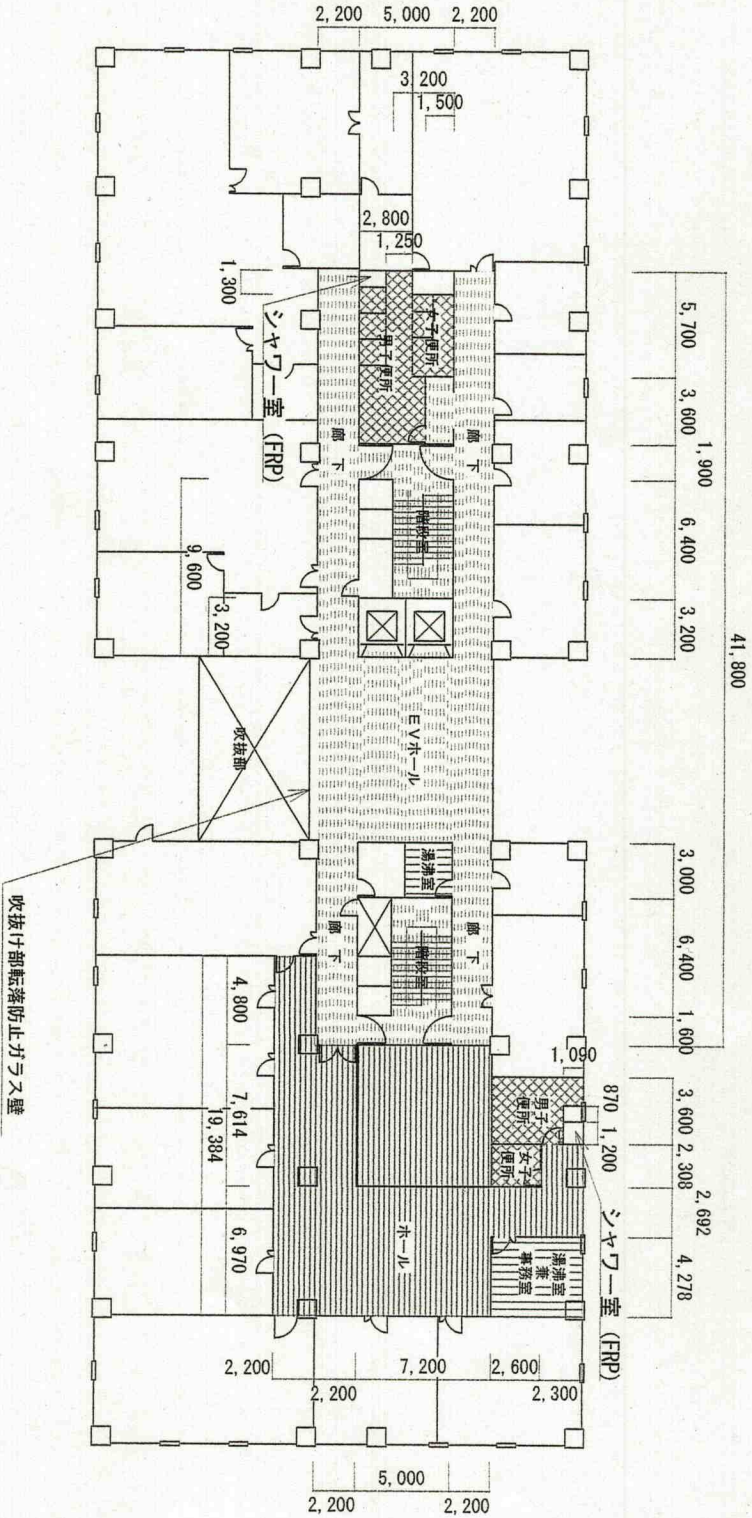
2階平面図 S = 1 : 400



- 凡例 仕上げ材質
- 磁器タイル
 - ビニル床シート
 - 御影石
 - ビニル床タイル
 - タイルカーペット

件名	健康 154号建物清掃役務	縮尺
図面名称	154号建物2階平面図	図示
作成年月日	R6.1.17	図面番号
所属	健康駐屯地業務隊管理科営繕班	7/12

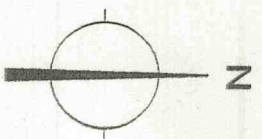
3階平面図 S=1:400

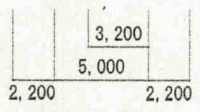
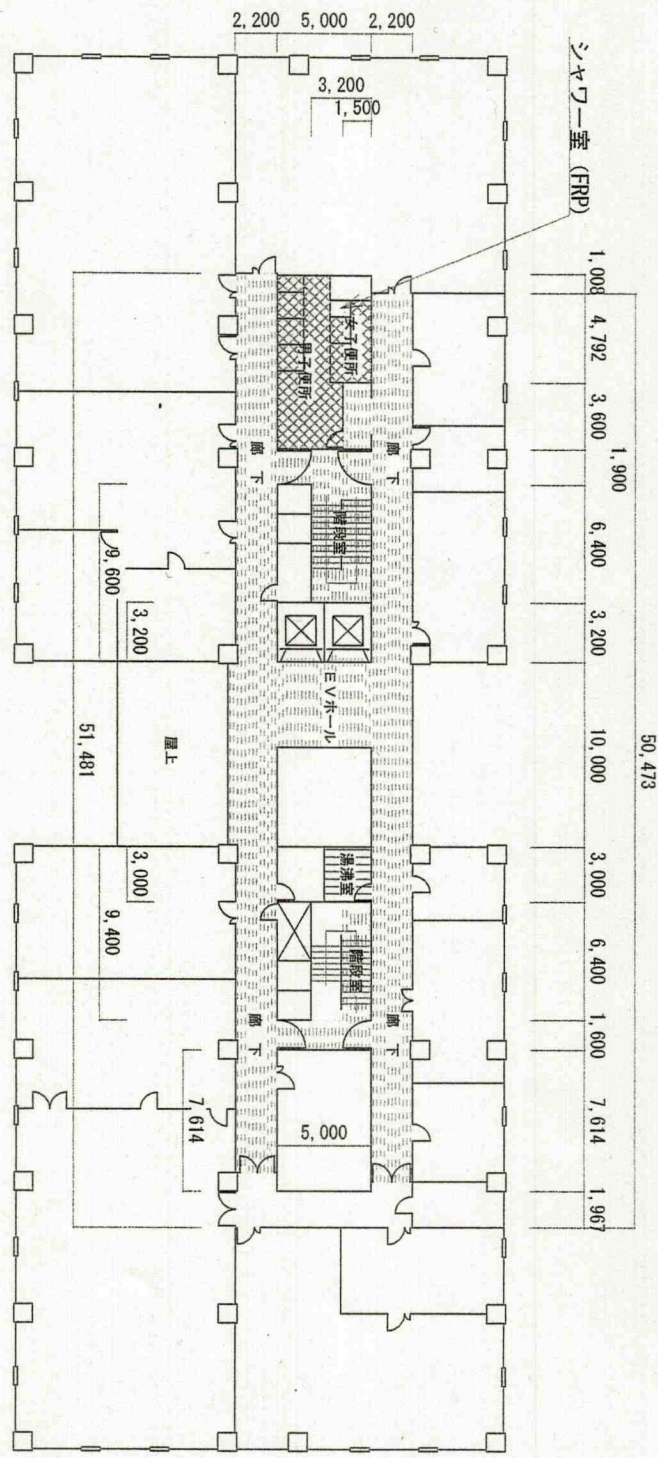


凡例 仕上げ材質

- 磁器タイル
- ビニル床シート
- 御影石
- ビニル床タイル
- タイルカーペット

件名	縮尺
健軍 154号建物清掃役務	8/12
図面名称	図面番号
154号建物3階平面図	
作成年月日	
R6.1.17	
所属	
健軍駐屯地業務隊管理科営繕班	

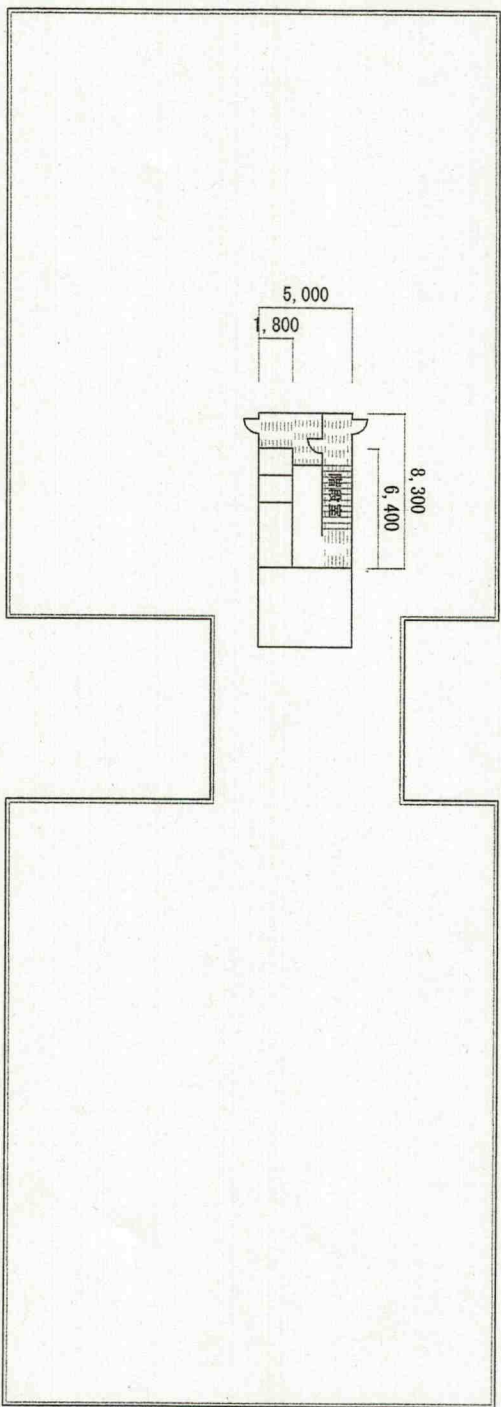
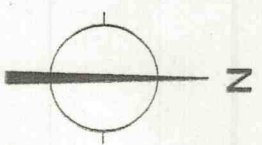




- 凡例** 仕上げ材質
- 磁器タイル
 - ビニル床シート
 - 御影石
 - ビニル床タイル
 - タイルカーペット

4階平面図 S = 1 : 400

件名	縮尺
健康 154号建物清掃勤務	9 / 12
図面名称	図面番号
154号建物4階平面図	9 / 12
作成年月日	
R6. 1. 17	
所属	
健康駐屯地業務隊管理科管理班	



R階平面図 S = 1 : 400

件名	縮尺
健軍 154号建物清掃役務	10/12
図面名称	図示
154号建物R階平面図	図面番号
作成年月日	
R6. 1. 17	
所属	
健軍駐屯地業務隊管理科營繕班	

番号	清掃箇所	区分	清掃作業内容	清掃回数
1	玄関ホール ポーチ 1 F E Vホール	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)備品類の手垢乾布拭き (4)金属部分除塵 (5)扉等の手垢落とし (6)ガラスドア等の清掃	1回/日
2	1 F ~ 4 F 廊下 2 F ~ 4 F E Vホール	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)屑籠の処理 (4)備品類の手垢乾布拭き (5)金属部分除塵 (6)靴マット清掃	1回/日
3	1 F ~ R F 階段室	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)金属部分除塵 (4)手摺り拭き	1回/日
4	1 F ~ 4 F 便所	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)洗面器、便器、鏡の手入れ (4)汚物入れ処理洗浄 (5)金属部分除塵 (6)扉等の手垢落とし (7)トイレ内隔板の清掃 (8)屑籠の処理 (9)衛生消耗品補充	1回/日
5	1 F ~ 4 F 湯沸室	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)流し台の手入れ (4)屑籠、茶殻等の処理 (5)金属部分除塵	1回/日
6	3 F ホール	日常清掃	(1)真空掃除機による除塵 (2)しみ抜き (3)備品類の手垢乾布拭き (4)金属部分除塵 (5)扉等の手垢落とし (6)ガラスドア等の清掃	1回/日
7	1 F、3 F、4 F シャワー室 更衣室	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)壁拭き (4)屑籠の処理 (5)排水口ごみ収集	1回/日
8	R F 喫煙室	日常清掃	(1)床掃き (2)床拭き (3)屑籠、吸殻の処理	1回/日

日常清掃日程表(予定)

	日	月	火	水	木	金	土
4月							1
	2	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	計20日			

	日	月	火	水	木	金	土
5月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
6月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
7月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
8月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
							計18日

	日	月	火	水	木	金	土
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
							計19日

	日	月	火	水	木	金	土
10月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
							計22日

	日	月	火	水	木	金	土
11月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
							計20日

	日	月	火	水	木	金	土
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
							計15日

	日	月	火	水	木	金	土
1月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
							計19日

	日	月	火	水	木	金	土
2月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	
							計18日

	日	月	火	水	木	金	土
3月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						計20日

凡例



: 日常清掃日

計233日